

議案第 19 号

海老名市海老名駅駅舎部自由通路設置条例の一部改正について

海老名市海老名駅駅舎部自由通路設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

海老名駅西口地区のまち開きに向けて新たに設置する駅間部、西口部を含めた海老名駅自由通路の一体的な管理に係る事項を定めたいため

海老名市海老名駅駅舎部自由通路設置条例の一部を改正する条例

海老名市海老名駅駅舎部自由通路設置条例（平成21年条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海老名市海老名駅自由通路設置条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 管理（第3条—第29条）

第3章 行為の制限（第30条—第39条）

第4章 雜則（第40条）

第5章 罰則（第41条）

附則

第1章 総則

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、海老名市海老名駅自由通路（以下「自由通路」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、歩行者の安全で快適な往来の利便に資することを目的とする。

第2条の見出し中「及び位置」を「、位置及び区域」に改め、同条第1項の表名称の項中「駅舎部」を削り、同条第2項中「隣接する鉄道施設等区域を除いた通路を構成する通路床面、天井及び壁面並びに」を「歩行に供する通路（階段、エスカレーター及びエレベーターを含む。）並びに通路を構成する柱、基礎、天井及び壁面」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 管理

第3条中「ものとする」を「ことができる」に改める。

第7条中「市長は」の次に「、前条第1項の規定により候補者を選定したときは」を加える。

第8条中「団体を」の次に「候補者として」を加える。

第11条第1項中「関して」を「関する」に改め、同条第2項中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事項

第11条第2項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 利用料金に関する事項

第14条第1項第1号中「前条」を「正当な理由なく前条」に改める。

第15条を削る。

第16条を第15条とする。

第17条中「若しくは備品等」を「、備品等」に改め、同条を第16条とする。

第27条を第40条とし、同条の次に次の1章を加える。

第5章 罰則

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 第19条第5項に規定する市長の命令に従わない者

(2) 第30条第2項に規定する市長の命令に従わない者

(3) 第33条第3項に規定する市長の命令に従わない者

第26条の見出し中「使用許可」を「占用許可」に改め、同条第1項中「使用者」を「占用者」に、「使用」を「占用」に改め、同項第3号中「使用料」を「占用料」に改め、同条第2項中「使用者」を「占用者」に改め、同条を第39条とし、同条の次に次の章名を付する。

第4章 雜則

第25条中「使用者」を「占用者」に、「使用」を「占用」に改め、同条を第38条とする。

第24条（見出しを含む。）中「使用料」を「占用料」に改め、「場合」を「とき」に改め、同条第1号中「使用」を「占用」に改め、同条第2号中「使用者」を「占用者」に、「使用」を「占用」に、「ができない」を「ができなくなった」に改め、同条を第37条とする。

第23条中（見出しを含む。）中「使用料」を「占用料」に改め、同条を第36条とする。

第22条の見出しを「（占用料）」に改め、同条第1項中「前条第2項」を「第33条第2項」に、「使用」を「占用」に、「使用者」を「占用者」に、「別表に掲げる額の使用料」を「別表第2に掲げる金額の占用料」に改め、同条第2項中「前項」を「占用者は、前項」に、「使用期間」を「占用期間」に、「場合の者」を「許可」に「使用料」を「占用料」に改め、同条を第35条とする。

第21条の見出しを「（占用許可）」に改め、同条第1項中「自由通路を使用」を「自由通路に次の各号のいずれかに該当する工作物、物件又は施設の設置による継続的な使用（以下「占用」という。）を」に改め、同項に次の6号を加える。

- (1) 電線その他線類、郵便差出箱又は公衆電話所
- (2) 自由通路に隣接する建物等から接続する通路その他これらに類するもの
- (3) 物品置場その他これらに類するもの
- (4) 広告板、掲示板その他これらに類するもの
- (5) 立て看板、旗ざお又は幕
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歩行者の通行又は自由通路の管理に影響を及ぼすおそれのあるもの

第21条第2項中「前項の規定による使用」を「前項の占用」に、「当該使用」を「当該占用」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 市長は、第1項に規定する許可を受けずに同項各号の占用をしたと認められる者に対し、当該行為の中止その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

第21条を第33条とし、同条の次に次の1条を加える。

（占用期間）

第34条 占用の期間は、規則に定める期間を超えることができない。ただし、更新を妨げない。

第20条を削る。

第19条の見出しを「(禁止行為)」に改め、同条第1項中「第21条第2項」を「第6号及び第7号に掲げる行為については、第19条第1項の承認(第29条において準用する場合を含む。)又は第33条第2項」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 自由通路の施設その他の設備を汚損し、損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれのある行為

(2) 球戯、ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行為

(3) 集会、デモ、座込み、寝泊り、仮眠、横臥その他これらに類する行為

(4) 勧誘行為

(5) 火気類又は危険物の使用

(6) 物品等の販売又は配布

(7) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第8号に規定する車両又は同項第11号の2に規定する自転車を乗り入れ、又は停めておくこと。

(8) 前各号に規定するもののほか、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれのある行為

第19条第2項中「講ずることを」を「講ずるよう」に改め、同条を第30条とし、同条の次に次の2条を加える。

(利用の禁止又は制限)

第31条 市長は、自由通路の損傷その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は自由通路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、自由通路の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(利用の禁止及び制限規定の準用)

第32条 前条の規定は、指定管理者について準用する。この場合において、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「自由通路の全部又は一部の利用を禁止し」とあるのは「市長の承認を得て、自由通路の全部又は一部の利用を禁止し」と読み替え

るものとする。

第18条中「管理業務に従事している者（以下「従事者」という。）」を「従事者」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

指定管理者及び管理業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報を収集し、保管し、又は利用するに当たっては、海老名市個人情報保護条例（平成17年条例第13号）の主旨を十分尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

第18条を第17条とし、同条の次に次の12条及び章名を加える。

（自主事業）

第18条 指定管理者は、事前に市長と協議の上、自由通路においてイベント開催、市長が設置する電子看板等による有料広告その他の自主事業を行うことができる。ただし、自主事業が自由通路の占用を伴う場合は、第33条第1項の規定により市長の許可を受けなければならない。

（利用の承認）

第19条 自由通路を利用しようとする者は、次に掲げる行為を行う場合には、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 募金、署名活動、広報活動その他これらに類する行為
- (2) 催事、興行その他これらに類する行為
- (3) 音楽活動その他これらに類する行為
- (4) 業として行う写真又は映画等の撮影

2 指定管理者は、自由通路の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付すことができる。

3 指定管理者は、第1項の利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 自由通路に損害を与えるおそれがあるとき。

- (3) 自由通路その他周囲の景観及び美観を損ねるおそれがあるとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると
き。
- (5) その他自由通路の通行上又は管理上支障が生じるおそれがあるとき。

4 指定管理者は、自主事業として第1項各号に掲げる行為をする場合は、同項の承認を前条に規定する市長との協議をもって代えることができる。

5 市長は、第1項に規定する指定管理者の承認を受けずに同項各号の利用をしたと認められる者に対し、当該利用の中止その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(利用期間及び利用時間)

第20条 自由通路の利用期間は、1年を超えることができない。ただし、更新を妨げない。

2 自由通路の利用時間は、別表第1に掲げる範囲内とする。

(利用時間の変更)

第21条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

(利用の承認の取消し等)

第22条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、自由通路の利用の承認を取り消し、若しくは利用を中止させ、停止させ、又は制限することができる。

- (1) 第19条第1項に規定する承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の取消しを申し出たとき。
- (2) 利用者が、承認された内容の変更を申し出たとき。
- (3) 利用者の利用が、第19条第3項各号に該当するとき。
- (4) 利用者が、承認された内容と異なる利用を行い、又は利用条件を遵守しなかったとき。
- (5) 利用者の利用が、法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反しているとき。

(6) 利用者が、不正な手段で承認を受けたとき。

(7) 公益上必要があると認められるとき。

(利用料金の収入)

第23条 自由通路の利用料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金)

第24条 利用料金の額は、別表第1に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

(利用料金の徴収等)

第25条 前条に規定する利用料金は、指定管理者が指定する期日に徴収する。

2 指定管理者は、必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず別に納付期限を指定し、利用料金を徴収することができる。

(利用料金の減免)

第26条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第27条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第28条 利用者は、自由通路の利用に係る権利を他人に譲渡又は転貸してはならない。

(市長による運営管理)

第29条 第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定、第20条から第27条（第23条を除く。）までの規定並びに別表第1の規定は、指定管理者に代わって、市長が自由通路の運営管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの条文及び別表第1中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあ

るのは「市長」と、「承認」とあるのは「許可」と、「利用時間」とあるのは「使用時間」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第20条中「利用期間」とあるのは「使用期間」と、第21条中「認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」を「認めるときは」と、第22条中「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用条件」とあるのは「使用条件」と、第24条中「別表第1に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。」とあるのは「別表第1に定める額とする。」と、別表第1中「利用面積」とあるのは「使用面積」と読み替えるものとする。

第3章 行為の制限

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第20条、第24条関係）

区分	利用時間	利用の単位	利用料金
募金、署名活動、広報活動その他これらに類する行為	午前8時から 午後8時まで	1平方メートル につき1回	650円
催事、興行その他これらに類する行為			
音楽活動その他これらに類する行為	午前10時から 午後9時まで		
業として行う写真又は映画等の撮影	—	1日	10,000円

備考

利用の単位が面積で定められている場合において、利用面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

別表第2（第35条関係）

区分	単位	期間の 単位	金額

電線その他線類		1 メートル	年	15円
郵便差出箱		1 個	年	1,040円
公衆電話所		1 個	年	2,470円
自由通路に隣接する建物等から接続する通路その他これらに類するもの		1 平方メートル	年	4,350円
物品置場その他これらに類するもの	一時的に設けるもの	1 平方メートル	日	65円
	その他のもの	1 平方メートル	月	650円
広告板、掲示板その他これらに類するもの	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき	月	650円
	その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき	年	6,530円
立て看板	一時的に設けるもの	1 枚	日	65円
	その他のもの	1 枚	月	650円
旗ざお	一時的に設けるもの	1 本	日	65円
	その他のもの	1 本	月	650円
幕	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき	日	65円
	その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき	月	650円
第33条第1項第6号に該当する物件等の設置		海老名市道路占用料徴収条例（昭和46年条例第16号）別表を準用する。		

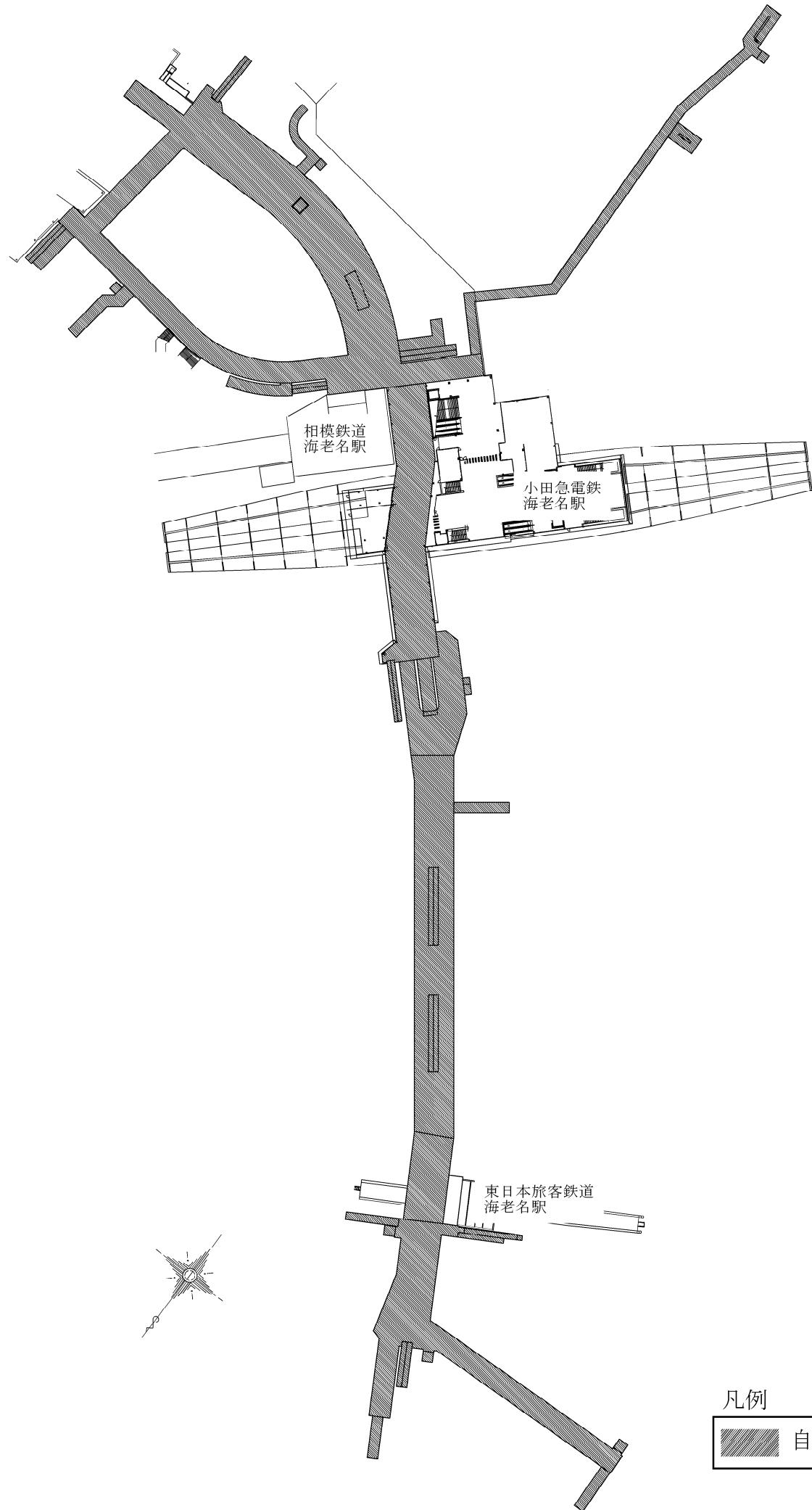
備考

- 1 占用料の金額が年で定められている場合において、占用期間が1年に満たないとき又は1年未満の端数を生じたときは、月割をもって計算する。
- 2 占用料の金額が月で定められている場合において、占用期間に1月末満の端

数が生じたときは、その端数を 1 月として計算する。

3 占用面積に 1 平方メートル未満の端数が生じたときは、その端数を 1 平方メートルとして計算する。

別図を次のように改める。



附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則に定める期日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の選定に係る行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。